

議 事 録 (要旨)

議 題	第4回大府市立地適正化計画策定委員会	
日 時	令和4年11月1日(火) 午後2時00分～午後3時50分	
場 所	市役所5階 委員会室1	
出 席 者	策定委員	7名 (欠席:2名)
	オブザーバー	1名
	事務局	9名 (欠席:0名)

1. 委員長あいさつ

- ・第4回大府市立地適正化計画策定委員会ということで、これまでに皆さんから大府市における都市構造上の問題を多くご指摘いただいた。ご指摘を踏まえ、都市機能の誘導についてのおおよその方針が定まり大府市立地適正化計画の素案となった。本日は、この素案について皆さまからご指摘をいただき、修正対応をしたのち、パブリックコメントにかけるという流れになる。皆さまに熱心にご議論いただけるようお願いしたい。

2. 議題

防災指針の取組について

(事務局説明)

(意見・質疑応答)

【委員】

- ・東海豪雨の経験者として気が付いたのだが、新幹線より北の県道瀬戸大府東海線が浸水してしまうと、周辺の住民は避難ができなくなるのではないかと。
- ・東海豪雨の時は、神田公民館付近まで浸水したことに周辺住民も気づいていなかった。神田公民館については不安である。

【事務局】

- ・東海豪雨の際はゲリラ豪雨であったこともあり、住民への事前の周知ができなかった。現在は大雨が予測される場合、事前に避難勧告を出している。

【委員】

- ・居住誘導区域に浸水想定区域を含めることについて異論はないが、細かく確認した分析内容等をP.45、P.46などに記載したほうがよい。また、資料P.53の記載が防災指針にないことには違和感がある。再度構成を見直した方がよい。
- ・防災指針のP44、P.45において、浸水深3.0m以上の記載はあるが、かなりフィルターをかけているように見える。他地域では3.0m未満の浸水においても災害ハザードが想定される限り、こういった対策をしていくのかを自治体側に求めているというのが実情となっている。P.53において前回は指摘があったように3.0mを超えると1階部分が水没する基準かと思うが、P44における3.0mの浸水想定は想定最大規模のハザードにおける事象であり、都市計画においては、通常は計画規模のハザードで話をすべきであり、ハザードの発生確率の記載が不足していると思われる。分析した結果とその論理を記載する等、防災についての考え方を防災指針にしっかりと書くべきであり、かつ、防災指針の記載は実行可能性を踏まえた検証

をした方がよい。

【事務局】

- ・ 検証内容等含め記載については検討する。

【委員長】

- ・ 分析に用いられている避難所までの徒歩 10 分から 15 分圏内はおそらく健常者が対象であるため、高齢者や障がい者等の要配慮者の補助等についての記載も必要なのではないか。
- ・ 避難所の収容人数の確保はしているのか。神田公民館と横根公民館の間にもう 1 箇所、避難所を指定しておく必要があるのではないか。

【事務局】

- ・ 避難に際して公民館に収容可能かは、人口集計を終えていないため具体的な数値は見せられないが、一時避難場所として部屋を開けているので収容可能と思われる。
- ・ 資料 P. 48「図表 4-24 具体的な取組」の「避難対策」、P. 50 の同図表内下から 2 欄目の「避難対策」にも記載させていただいているが、福祉部局により高齢者で 1 人暮らしの方や障がい者の方は要配慮者として、避難が必要な場合には地域で互助の精神で助け合い、報告し合い近所の人で助けるとしている。また、要配慮者は福祉部局に登録していただいております、もちろん避難ができるように体制は整えている。
- ・ 公民館に全員を収容できるかについては、大きな災害時には地域の福祉施設についても協力体制をとっており、要配慮者についてはそちらに避難いただき、健常者の方は公民館に避難いただく形で体制を整えている。これらについては可能な限り追記する。

【委員長】

- ・ 20 年後の姿を想定して立地適正化計画を策定するわけだが、現在の状態で災害が発生しても大丈夫だということを記載してほしい。

都市機能誘導区域・誘導施設について

(事務局説明)

(意見・質疑応答)

【委員】

- ・ 資料 P. 66「図表 6-6 誘導施設（大府駅周辺都市機能誘導区域）」の「子育て支援機能を有する施設」の定義について、「乳幼児の一時預かり機能」とあるが、小学生や病児は含まないのか。

【事務局】

- ・ 現在は 0 歳～2 歳を対象としている。小学生や病児は考えていない。

【委員長】

- ・ 同定義において、3 歳以上の子供は児童に該当するのか。

【事務局】

- ・ 「児童の運動や学びの促進に資する機能」の対象は 18 歳未満で考えている。

【委員長】

- ・ 病児に対しては福祉施設や医療施設があるということか。

【事務局】

- ・ 大府駅周辺には診療所等がある。病院等を誘導する考えはない。

【委員】

- ・病児の一時預かりがあると働く親は助かる。きめ細かいサービスが充実すると良いと思う。

【事務局】

- ・都市機能誘導区域内外問わず、頂いたご意見を健康未来部と共有する。

【委員】

- ・資料 P. 66 「図表 6-6 誘導施設（大府駅周辺都市機能誘導区域）」の「子育て支援機能を有する施設」の定義について、「乳幼児」「児童」という表現だと利用者年齢がつながっているのかが明確ではない。0歳～17歳までの全年齢を対象に進めてほしい。

【事務局】

- ・一時預かり機能を備えた施設の乳幼児は0歳～2歳を対象とし、屋内施設の児童は0歳～18歳未満を対象とする施設を考えている。

【委員長】

- ・児童は0歳～18歳未満という理解でよいか。「児童の運動や学びの促進に資する機能」へは小学生未満は親同伴で利用するというこでよいか。

【事務局】

- ・そのように想定している。

【委員長】

- ・資料 P. 67 「図表 6-7 誘導施設（共和駅周辺都市機能誘導区域）」の定義で「市民の交流を目的とし、市民が随時利用できる集会施設」とあるが、大府市民の間の交流という理解でよいか。そのため、宿泊施設を入れないということによいか。

【事務局】

- ・誘導施設は、居住者の生活利便性や生活の質を向上していくための施設であるため、市外の人を対象となる宿泊機能は、誘導施設として位置づけない。

【委員】

- ・資料 P. 70 「図表 7-6 駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導に向けた施策」、P. 71 同じく「図表 7-6 駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導に向けた施策」にもあるように、駅周辺の居住促進もあわせて生鮮食品を扱うスーパーや飲食店などを誘致するという施策があげられているが、P. 66、P. 67 の誘導施設に商業施設が入っていない。駅前であるため、大型商業施設の用地を確保することは困難かもしれないが、市街地再開発のポテンシャルはあると思う。P. 70、P. 71 の施策と P. 66、P. 67 の誘導施設の整合について再考してほしい。

【事務局】

- ・商業施設については、市場ニーズと合わないなどの理由から誘導施設に設定することが難しい。しかし、商業施設が求められているという事実もあるため施策で対応している。
- ・大府駅、共和駅周辺は商業について議論してきた。駅周辺では新たな商業施設用地の確保が困難であり、小規模な商業施設も維持が難しい。施策では共和駅周辺の商業施設は「維持」とし、大府駅周辺の商業施設は「誘致」としている。商業施設を誘導施設として位置づけた場合、駅周辺の用地確保が困難であり、届出制度の規模の設定が難しいため誘致としている。

【委員】

- ・検討結果はしっかりと書かれているが、検討内容も記載するべきではないか。

【事務局】

- ・文章の書き方については再考する。

【委員長】

- ・ P. 66 の「誘導施設」に含まれていない施設が P. 70、P. 71 「誘導施策」内の「誘導施設」であり、同じ意味ではないという点が違和感の原因だと思う。

誘導施策について

(事務局説明)

(意見・質疑応答)

【委員】

- ・ 資料 P. 70 「図表 7-6 駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導に向けた施策」について、誘致したいことはわかるが、用地の創出や官民連携など具体的な施策として明記した方がいいと思う。

【事務局】

- ・ 具体性が持てる部分については明記する。土地の創出等難しい部分もあるが、再度記載を検討する。

計画の評価及び進行管理について

(事務局説明)

(意見・質疑応答)

【委員長】

- ・ 資料 P. 74 「「図表 8-2 都市拠点における市民生活の質を向上する魅力的なまちづくり」に係る指標」の中間目標値（令和 12 年度）の数値（割合）の設定が統一されていないが、意図があるのか。

【事務局】

- ・ 中間目標値（令和 12 年度）の数値は、第 6 次大府市総合計画で設定している令和 12 年度の目標値を引用している。それに対して、現状値は第 6 次大府市総合計画策定当時の数値ではなく最新の数値を使用しているため、指標によって、現状値から年間目標値への向上度合に違いがある。

【委員長】

- ・ 第 6 次大府市総合計画の目標値を設定する際、何か考えがあったのか。

【事務局】

- ・ 第 6 次大府市総合計画の目標値については、実現可能な範囲で設定している。項目ごとに数値を分析したうえで重点施策に設定するなどしている。

【委員長】

- ・ 理念として何を目標にするのか、あるいは、実現可能な範囲の目標にするのか、何か思想があるのかと思い質問した。
- ・ 資料 P. 23 の課題「交通手段として、自動車に依存する傾向が高い」について、公共交通を前面に出した課題とした方がよいのではないかと。道路整備も必要だが、公共交通を充実させたいという意味が含まれていると思う。

【事務局】

- ・ 確かに内容が明確ではない。課題の題目も含め記載を変更する。

【委員】

- ・資料 P. 4「図表 3 立地適正化計画の位置づけ」の中の青い楕円「立地適正化計画」の内容で、右側の箇条書き 5 項目について、本計画素案の内容と整合しないものがあるのではないか。再度全体を確認し、加筆修正等してほしい。

【委員長】

- ・本日検討した内容について、記載を検討してほしい。

3. その他

事務局から説明 ー終 了ー